

合併処理浄化槽への 転換に補助をしています

単独処理浄化槽やくみ取り便所では、生活雑排水は汚れたまま河川等へ流れ、川、海、地下水の環境を悪化させます。

合併処理浄化槽は、トイレ以外の台所や風呂、洗濯などの生活雑排水も併せてきれいな水に処理して、河川等へ放流する浄化槽です。

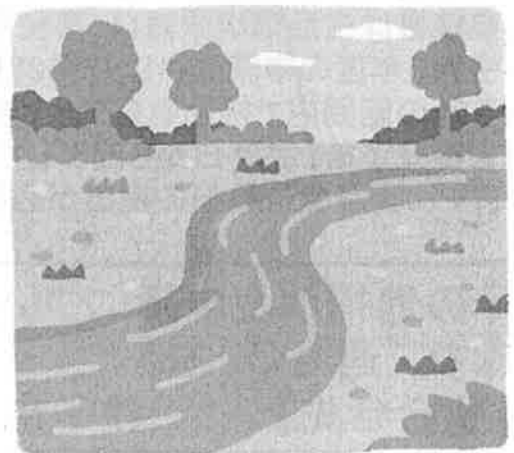
銚子市では、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合、転換費用の一部を補助しています。

注意！

補助を受けるためには工事着工前に交付申請が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

地球環境にやさしい合併処理浄化槽に転換し、かつてのきれいなふるさとの川や海を取り戻しましょう♡

単独浄化槽本体の耐用年数は、約20～30年とされております。経年劣化や地震等により、亀裂や破損する可能性もありますので、防災の面からも転換のご検討をお願いします。



合併処理浄化槽への 転換費用の補助について

○補助対象区域

銚子市内

※ただし、次の区域を除きます。

- ① 下水道事業計画区域(当分の間整備が見込まれない区域を除きます)
- ② 住宅団地地下水道の処理区域(豊里台1丁目・2丁目・3丁目に所在する豊里住宅団地、笹本町の一部)

○補助対象者

銚子市内に居住し、自己の居住の用に供する住宅の単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する者

※ただし、次のいずれかに該当する者は対象外です。

- ① 建築確認申請を伴う浄化槽の転換(増築、改築、新築に伴う浄化槽の転換)をする者
- ② 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- ③ 補助事業の期間内に合併処理浄化槽を設置できない者
- ④ 住宅を借りている場合で賃借人の承諾が得られない者
- ⑤ 市税を滞納している者

○補助金額

人槽区分	補助金の限度額	
	既存単独処理浄化槽から転換	くみ取り便所から転換
5人槽	512,000円	432,000円
6人槽及び7人槽	594,000円	514,000円
8人槽から10人槽まで	728,000円	648,000円

○補助金の申請にあたって

- ・補助金の申請手続きは必ず工事を始める前にしてください。
- ・申請書は生活環境課窓口(市役所1階1番窓口)に提出してください。(郵送も可)
- ・令和3年度の申請受付は12月28日までです。
- ・予算の範囲内で補助金を交付します。予算に達した時点で、受付を終了します。
- ・工事完了後、完了日から起算して1か月以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書類の提出が必要です。

その他補助金申請について不明な点がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】 銚子市生活環境課環境衛生班 ☎ 24-8910